

註：表中、CNニケース番号。CPニカップル、LPニ単親、国籍：Jニ日本DニドイツMニマレーシア、就業：Fニフルタイム、Pニパートタイム、Nニ無就業・専業主婦、性別：mニ男fニ女、年齢：なしニ年、Wニ週、Mニ月、学歴：数値は学年。レアニレア  
ルシエ、ギムニギムナジウム。

表 1：世帯構成

CN	Typ	男性パートナー				女性パートナー				第1子			第2子			第3子				
		年齢	国籍	仕事	就業	学歴	年齢	国籍	仕事	就業	学歴	年齢	性別	学歴	年齢	性別	学歴	年齢	性別	学歴
1	CP1 (0)	28	J	調理師	F	NA	33	J	会社員(空港関係)	F	大卒	2W	m	*	*	*	*	*	*	*
2	CP1 (0)	44	D	芸術家	P	芸術高等専門学校	35	D	芸術史家	U	芸術史専攻	6M	m	*	*	*	*	*	*	*
3	CP1 (1)	35	D	会社員(石油化学)	F	大卒Dip.Eng.	37	J	会社員(旅行関係)	F	大卒	1	f	*	*	*	*	*	*	*
4	CP1 (1.5)	32	D	会社員(経理担当)	F	大卒Dip.Kaufman	32	J	会社員(経理担当)	F	音大卒	1+ 5M	m	*	*	*	*	*	*	*
5	CP2 (10,7)	41	D	会社員(旅行業)	F	商業学校	35	D	現在は専業主婦	N	商業学校	10	m	小学	7	m	小学	7	m	小学
6	CP2 (14,8)	42	D	社会保険専門員	F	社会保険専門学校	36	D	社会保険専門員	P	社会保険専門学校	14	f	ギム	8	m	小学	8	m	小学
7	CP2 (16,13)	51	J	芸術家	F	芸術高等専門学校	43	J	会社員(通信+翻訳業)	F	大卒	16	m	ギム	13	m	ギム	13	m	ギム
8	CP3 (13,7,6)	41	M	自営業(商人)	F	Hotel学校・電気技術	47	D	スチワード	F	大卒	13	f	ギム	7	m	小学	1	m	小学
9	CP3 (16,13,10)	39	D	企業の管理職	F	プロگرامマー(専門学校)	33	D	企業の管理職	N→ F	家政学専門学校	16	f	レア	9	f	レア	9	f	ギム
10	LP1 (7)	34	D	ソーシャル・ワーカー	F	専門高等学校Dip.	37	D	社会教育	F	専門高等学校Dip.	7	f	小学	*	f	小学	*	f	小学

表2：関係・就業状況の変化  
 註：表中、F=フルタイム就業(%は勤務時間割合)、P=パートタイム就業(数値は週の労働時間)、PL=育児休暇、UN=失業中、N=無就業、S=専業主婦

世帯	関係期間・就業			夫						妻						
	CN	Typ	関係	結婚・同居	初・再婚	結婚前就業	結婚後就業	第1子誕生後	第2子誕生後	第3子誕生後	初・再婚	結婚前就業	結婚後就業	第1子誕生後	第2子誕生後	第3子誕生後
1		CP1 (0)	4年	3年	初婚	F	F	F	*	*	初婚	F	p	PL	*	*
2		CP1 (0)	8年3ヶ月	4年5ヶ月	初婚?	F	F	P30	*	*	初婚	F	F	UN	*	*
3		CP1 (1)	NA	6年	初婚	F	F	F	*	*	初婚	F	F	PL	*	*
4		CP1 (1.5)	9年	3年	初婚	F	F	F	*	*	初婚	F	F	PL	*	*
5		CP2 (10,7)	14年9ヶ月	12年9ヶ月	初婚	F	F	F	F	*	初婚	F	F	PL→P	PL→P	*
6		CP2 (14, 8)	17年7ヶ月	15年7ヶ月	初婚	F	F	F	F	*	初婚	F	F	PL→P	PL→P	*
7		CP2 (16, 13)	19年	17年	初婚	F	F	F	F	*	初婚	F	S+P	P	P→F	*
8		CP3 (13, 7, 6)	14年6ヶ月	14年	初婚	様々	様々	様々	様々	*	初婚	F	F	F90%	F65%	*
9		CP3 (16, 13, 10)	19年	16年9ヶ月	初婚	S	S	S	F	F	初婚	S	S→N	N	N	N→F
10		LP1 (7)	6年	5年3ヶ月	同棲→別居	S	S	S+P	F	*	同棲→別居	S	S	S+P→F	*	*

表3：居住形態

註：表中、Alte Wohnung は、市街地に立地する古い集合住宅でワンフロアー2世帯程度の伝統的アパート。Wohnung も同様だが郊外立地で比較的新しいタイプ。マンションは日本のものとはほぼ同じタイプの住居。

世帯		住居									
CN	Typ	住居タイプ	所有形態	部屋数	寝室	浴室	子供部屋	住宅補助	立地条件		
1	CP1 (0)	マンション	民間賃貸	2	1	1	0	なし	大都市（中心街）		
2	CP1 (0)	Alte Wohnung	民間賃貸	3	1	1	1	なし	大都市（中心街）		
3	CP1 (1)	マンション	自己所有 (ローンあり)	2	1	1	0	住宅取得手当は、制度の関係で受けていない。	村		
4	CP1 (15)	Wohnung	社宅賃貸	3	1	1	1	社宅で格安	大都市周辺の住宅地		
5	CP2 (10,7)	一戸建て持ち家（上に母親の住居）	自己所有 (ローンあり)	3	1	1	2	なし	村		
6	CP2 (14, 8)	一戸建て持ち家	自己所有 (ローンあり)	5	1	2	2	Baukindergeld（税控除） 年額1960DM	村		
7	CP2 (16, 13)	Alte Wohnung	民間賃貸	3	1	1	1	なし	大都市近郊の新興住宅街		
8	CP3 (13, 7, 6)	一戸建て持ち家（10年前に購入）	自己所有 (ローンあり)	4	1	3	3	(8年後にはなくなる)。	大都市（中心街）		
9	CP3 (16,13, 10)	一戸建て持ち家（その他に2軒を所有し貸している）	自己所有 (ローンあり)	11	5	3	3	新築住宅援助金 年額1133DM	村		
10	LP1 (7)	Alte Wohnung	民間賃貸	3	1	1	1	なし	大都市（中心街）		

表4：収入・家族政策的補助

収入 CN	Typ	(1) 粗世帯収 入金額 (DM/月)	(2) 児童手当	(3) 育児休 業手当	(4) その他 の手当	(5) 手当・補 助合計	(6) = $(2)/(1)$ 児童手 当が粗 世帯収 入に占 める割 合	(7) = $(3)/(1)$ 育児休 業手 当が粗 世帯収 入に占 める割 合	(8) = $(4)/(1)$ その他 の手当 が粗 世帯収 入に占 める割 合	(9) 手当・補 助合計が 粗収入に 占める割 合	(10) 家族政 策上の税 控除	(11) = $(9)/(1)$ 家族政 策上の税 控除が粗 収入に占 める割 合	(12) 純世帯収 入金額 (DM/月)	(13) = $(12)/(1)$ 手取割合
1	CP 1 (0)	5,366	270	0	0	270	5.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0	0.0%	NA	NA
2	CP 1 (0)	9,567	300	600	0	900	3.1%	6.3%	0.0%	9.4%	0	0.0%	9,545	99.8%
3	CP 1 (1)	NA	270	375	0	645	NA	NA	NA	NA	414	NA	NA	NA
4	CP 1 (1,5)	NA	300	0	0	300	NA	NA	NA	NA	0	NA	NA	NA
5	CP 2 (10,7)	NA	604	0	0	604	NA	NA	NA	NA	949	NA	NA	NA
6	CP 2 (14,18)	12,690	604	0	0	604	4.8%	0.0%	0.0%	4.8%	1094	8.6%	8,738	68.9%
7	CP 2 (16,13)	6,790	540	0	0	540	8.0%	0.0%	0.0%	8.0%	372	5.5%	5,127	75.5%
8	CP 3 (13,7,6)	4,997	900	0	583	1483	18.0%	0.0%	11.7%	29.7%	0	0.0%	2,413	48.3%
9	CP 3 (16,13,10)	14,670	900	0	1133	2033	6.1%	0.0%	7.7%	13.9%	0	0.0%	8,967	61.1%
10	LP 1 (7)	3,753	270	0	600	270	7.2%	0.0%	16.0%	7.2%	0	0.0%	2,850	75.9%

表5：支出

支出	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19) =(2)/(14)	(20) =(5)/(14)	
CN	Typ	世帯支出金額(DM/月)	食費	住居費	住居費割合	食費割合	児童手当÷世帯支出	公的手当÷世帯支出
1	CP 1 (0)	3,920	588	1764	45.0%	15.0%	6.9%	6.9%
2	CP 1 (0)	1,934	784	1150	59.5%	40.5%	15.5%	46.5%
3	CP 1 (1)	2,550	650	1000	39.2%	25.5%	10.6%	25.3%
4	CP 1 (1.5)	2,196	700	804	36.6%	31.9%	13.7%	13.7%
5	CP 2 (10.7)	2,852	980	980	34.4%	34.4%	21.2%	21.2%
6	CP 2 (14,18)	6,842	1568	4226	61.8%	22.9%	8.8%	8.8%
7	CP 2 (16,13)	4,182	1250	1830	43.8%	29.9%	12.9%	12.9%
8	CP 3 (13,7.6)	2,440	400	1740	71.3%	16.4%	36.9%	60.8%
9	CP 3 (16,13,10)	5,320	800	3200	60.2%	15.0%	16.9%	38.2%
10	LP 1 (7)	2,270	500	1550	68.3%	22.0%	11.9%	11.9%

もつとも支出が多いのは

住居費

家賃 (アトリエなど)

NA

家賃 (杜宅なのでそれほどでもない。生保など)

ローン返済

ローン返済 (約25年間)

夫：高い家賃、妻：すべて (家事が大変)

すべて (特にローン返済)

ローン返済

高い家賃

表6：政策受容（児童手当・扶養控除）

世帯		(1) 児童手当・扶養控除について					評価	
CN	Typ	制度の認知	いつ	ないとしたら	金額が少くない	手続きが面倒	金額が少くない	手続きが面倒
1	CP1 (0)	十分に知っている	子供を持つとう 思ってから	かなり苦しくなる	金額が少くない	金額が少くない	金額が少くない	金額が少くない
2	CP1 (0)	全く知らなかった	第1子が産まれて から	かなり苦しくなる	十分	十分	十分	十分
3	CP1 (1)	十分に知っている	子供を持つとう 思ってから	影響はあるが、深刻で はない	NA	NA	NA	NA
4	CP1 (1.5)	十分に知っている	子供を持つとう 思ってから	変化なし	十分	十分	十分	十分
5	CP2 (10,7)	あまり良く知らない。	第1子が産まれて から	かなり苦しくなる	金額が少くない	金額が少くない	金額が少くない	金額が少くない
6	CP2 (14, 8)	十分に知っている	第1子が産まれて から	影響はあるが、深刻で はない	金額が少くない	金額が少くない	金額が少くない	金額が少くない
7	CP2 (16, 13)	法律改正も含めしっか り把握している(妻)	第1子が産まれて から	かなり苦しくなる	金額が少くない→	金額が少くない→	金額が少くない→	金額が少くない→
8	CP3 (13, 7, 6)	法律改正も含めしっか り把握している(妻)	子供を持つとう 思ってから	かなり苦しくなる	金額が少くない→	金額が少くない→	金額が少くない→	金額が少くない→
9	CP3 (16,13, 10)	法律改正も含めしっか り把握している	第2子が産まれて から	かなり苦しくなる	大変良い	大変良い	大変良い	大変良い
10	LP1 (7)	十分に知っている	第1子が産まれて から	かなり苦しくなる	金額が少くない(税金 が高い)	金額が少くない(税金 が高い)	金額が少くない(税金 が高い)	金額が少くない(税金 が高い)

表7a: 政策受容 (産休・育休) 男性パートナー

世帯	産休 (単位: ヶ月)										育休 (単位: 年)			コメント		
	CN	Typ	1子	産前	産後	補償	2子	産前	産後	補償	1子	産前	産後	補償	取得しない理由	評価
1		CP1 (0)	N	0	0	0	*	*	*	*	0	0	0	0	収入減。妻が取るため	大変満足
2		CP1 (0)	N	0	0	0	*	*	*	*	0	0	0	0	自営業だから	十分
3		CP1 (1)	N	0	0	0	*	*	*	*	0	0	0	0	お金を稼がねばならない	十分
4		CP1 (1.5)	N	0	0	0	*	*	*	*	0	0	0	0	収入減。妻が家にいる	個人的には大変満足。社会全体としては問題が多い。
5		CP2 (10,7)	N	0	0	0	N	0	0	0	0	0	0	0	主な稼ぎ手だから	十分
6		CP2 (14,8)	N	0	0	0	N	0	0	0	0	0	0	0	主な稼ぎ手だから	十分
7		CP2 (16,13)	N	0	0	0	N	0	0	0	0	0	0	0	自営業だから	意識したことなし
8		CP3 (13,7)	Y	0	6	Y	Y	13	0	N	NA	NA	NA	NA	*	驚きマレーシアでは考えられない。
9		CP3 (16,13,10)	N	0	0	0	N	0	0	0	0	0	0	0	妻が家にいたから	大変満足
10		LP1 (7)	N	0	S	0	*	*	*	*	0	0	0	0	在学中だったから)	「肯定的。女性には良いが、男には実質的に関係なし

表7b：政策受容（産休・育休）女性パートナー

世帯	産休（単位：ヶ月）										育休（単位：年）										評価			
	CN	Typ	1子	産前	産後	補償	2子	産前	産後	補償	3子	産前	産後	補償	2子	産前	産後	補償	3子	産前		産後	補償	
1		CP1 (0)	Y	6	8	Y	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	大変満足
2		CP1 (0)	N	U	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	十分
3		CP1 (1)	Y	6	8	Y	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	NA
4		CP1 (1.5)	Y	6	8	Y	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	大変満足
5		CP2 (10,7)	Y	6	9	Y	Y	6	8	*	*	Y	6	8	*	*	*	*	N	0	3	*	*	十分
6		CP2 (14,8)	Y	6	8	Y	Y	6	8	*	*	Y	6	8	*	*	*	*	2	0	3	*	*	十分
7		CP2 (16,13)	N	S	*	*	*	S	*	*	*	N	*	*	*	*	*	*	*	S	*	*	*	実際に取れば？
8		CP3 (13,6)	Y	2	1	Y	Y	2	8	Y	Y	2	8	Y	Y	2	8	*	*	*	0	2	Y	不十分
9		CP3 (16,13,10)	N	S	*	*	*	N	*	*	*	N	*	*	N	N	*	*	*	N	N	N	*	大変満足
10		LP1 (7)	N	S	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	不十分



表8：家庭外保育

世帯	第1子				第2子				第3子				コメント				
	CN	Typ	利用	時期	手段	手続	費用	利用	時期	手段	手続	費用		利用	時期	手段	費用
1	CP1 (0)		N	生まれたばかりなので不要。先行きは保育ママを希望				*	*	*	*	*	*	*	*	*	いつ意識したか？
2	CP1 (0)		Y	0-1 保育ママ	面倒	高い半日700DM/月	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	将来の職場復帰を考えた時
3	CP1 (1)		N	母親が家いるから不要			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	第1子出産後
4	CP1 (1.5)		N	育児休暇で妻が家にいるので			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	まだ考えたことがない
5	CP2 (10,7)		Y	3-5 幼稚園	面倒	安くない157-176DM/月	Y	3-5	幼稚園	面倒	安くない157-176DM/月	*	*	*	*	*	考えたことなし。第二子も育児休暇を取るつもり。
6	CP2 (14, 8)		Y	3-5 幼稚園	容易	普通150DM/月	Y	3-6	幼稚園	容易	150DM/月	*	*	*	*	*	第1子出産後
7	CP2 (16, 13)		Y	就学前 託児所, 幼稚園	普通	安い	Y	就学前	託児所, 幼稚園	普通	安い	*	*	*	*	*	第1子出産後 (ドイツ人とのコタクト)
8	CP3 (13, 7, 6)		Y	2-3, 3-5, 5+ 託児ママ+幼稚園	容易	半日600DM/月	Y	2-3, 3-5, 5+	幼稚園+学童保育	普通	月謝100DM/月	全日300DM/M	Y	2-3, 3-5	幼稚園	*	第1子出産後
9	CP3 (16, 13, 10)		Y	3-5 幼稚園	*	*	Y	3-5	幼稚園	*	*	*	Y	3-5	幼稚園	*	考えたことなし
10	LP1 (7)		Y	2-3, 3-5, 5+ 託児所, 幼稚園	面倒	補助あるいは無料	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	第1子出産後

表9：家族・出産・子育てなどについての考え方

世帯 CN	Typ	結婚・同居理由		立ち会い出産			夫の育児参加	夫の家事参加	家計の形態
		妻	夫	1子	2子	3子			
1	CP1 (0)	当然のことから 思ったから	当然のことから 思ったから	分娩室	*	*	主として妻・夫も積 極的	公平に分担している	一つの家計
2	CP1 (0)	当然のことから 思ったから	当然のことから 思ったから	分娩室	*	*	主として妻	公平に分担している	共通コストのみ(芸術家としての経費が大きいから)
3	CP1 (1)	当然のことから 思ったから	当然のことから 思ったから	分娩室	*	*	主として妻・夫も積 極的	主として妻・夫も積 極的	一つの家計
4	CP1 (1.5)	当然のことから(親との関係で)	当然のことから 思ったから	分娩室	*	*	専ら妻	専ら妻	一つの家計
5	CP2 (10,7)	当然のことから	当然のことから+経済性	分娩室	分娩室	*	専ら妻	専ら妻	一つの家計
6	CP2 (14, 8)	当然のことから	当然のことから	分娩室	分娩室	*	専ら妻	専ら妻	一つの家計
7	CP2 (16, 13)	当然のことから	当然のことから+子供がほしかったから	分娩室	分娩室	*	主として妻・夫も積 極的(ドイツ人並)	主として妻・夫も積 極的(ドイツ人並)	共通コストのみ(芸術家としての経費が大きいから)
8	CP3 (13, 7, 6)	子供がほしかったから+主人の滞在許可	当然のことから+滞在許可	病院(帝王切開)	分娩室	分娩室	主として妻・夫も積 極的(時期による) *できれば家政婦を使いたい。	主として妻・夫も積 極的(時期による) *できれば家政婦を使いたい。	一つの家計(妻; 共稼ぎなのに分割なんて信じられない)
9	CP3 (16,13, 10)	当然のことから	当然のことから	分娩室	分娩室	分娩室	専ら妻	専ら妻	一つの家計
10	LP1 (7)	子供ができたので同棲した。	子供ができたので同棲した。	病院(帝王切開)	*	*	主として女性・男性も積極的だった。	公平に分担していた	共通コストのみ(今は月6000DMの養育費のみ)

## 外国人研究者招聘事業研究実績報告書

原 俊彦

### 1. 招へいされた外国人研究者

所属・職名（和文）： ドイツ連邦人口研究所・主任研究員

（英文）： Senior Researcher, Federal Institute for Population Research (BiB)

氏 名（和文）： ユルゲン・ドルブリッツ

（英文）： Jürgen Drobritz

### 2. 招へい申請者

所属・職名： 北海道東海大学 国際文化学部・教授

氏 名： 原 俊彦

### 3. 受入研究者

所属・職名： 国立社会保障・人口問題研究所・国際関係部長

氏 名： 小島 宏

### 4. 招へい期間： 平成14年3月18日 ～ 平成14年3月28日（11日間）

### 5. 研究課題： ヨーロッパ全体の少子化の背景と家族政策の現状分析

### 6. 研究活動の概要

3月18日から3月28日までの期間に、国立社会保障・人口問題研究所において、研究協力者、研究所員、大学関係者を交えてこれまでの調査結果の検討、ヨーロッパの家族政策研究との整合性の検討を行なうとともに、ヨーロッパと日本における家族政策の諸側面に関して意見交換を行った。

具体的には、3月19日 午後14:00から16:00まで、国立社会保障・人口問題研究所第4会議室において特別講演会を開催（参会者約22名）。引き続き16:00-18:00まで「第4回 少子化研究会」にオブザーバーとして参加。主としてドイツの状況を中心に、報告内容について研究プロジェクトチームとの詳細な質疑応答を行った。

翌20日から25日までは祝日・土日休日を除き、招聘申請者とともに、ドイツ・オランダ圏の研究成果についての検討作業を行うとともに、他の大学関係研究者との意見交換を行った。

さらに3月26日には、国立社会保障・人口問題研究所に、午後14:00から16:00まで「第5回 少子化研究会」にオブザーバーとして参加。最終報告書に関する討論（問題点の抽出と今後の課題の抽出・わが国への政策的含意など）を行った。

## 7. 研究課題の成果

今回、ドルブリッツ博士を招聘し、国立社会保障・人口問題研究所において特別講演を行って頂くとともに、少子化研究会にオブザーバー参加して頂いたことにより、ヨーロッパで現在進行している家族形態の二極化・多様化、結果としての少子化の進行、これに対する各国の政策介入と、その効果について以下のような点が明らかとなった。

1) 現在、先進諸国で進行している家族形態の二極化・多様化の背景には、近代的な個人における多様なライフスタイルの選択可能性の増大（個人化 **Individualisation**）と、これを受けて進行する、社会制度側の行動規範力の低下（**Reduction of behavioural norming by social institutions**）という、ミクロレベルとマクロレベルの二つの要因の相互作用があると考えられる。

2) ドイツ語圏諸国においては、この動きが無子割合の増大という形で現象化してきており、その割合は、現在把握しうる1966年出生コーホートで、すでに30%弱となっている。また、この動きは、第1子割合の相対的減少と、第2子以上割合の相対的安定化という特徴を持っており、結果的に、結婚せず子供を持たない人々と、結婚して2人以上の子供持つ人々に二極化する傾向（**Polarisation**）を明確に示しており、この傾向はドイツ語圏諸国に特有のものであるといえる。

3) これに対し、北欧諸国や英米諸国では、非婚同棲や婚外子割合の増大という形で、結婚と出産・子育てが分離し、多様なライフスタイルが選択される多様化状況（**Pluralisation**）が進行しており、この動きが無子割合の増加を低く抑え、結果的に出生力水準の維持に繋がっているといえる。

4) またドイツ語圏諸国よりも結婚と出産・子育ての結合が強固な南欧諸国も、晩婚・晩産化が一層進むとともに、急速に無子割合が増加、二極化する傾向を示しているが、ここでは、同時に第1子のみの割合も増加しており、結婚して子供を持つが1子に止める傾向が見られる。

5) ドイツ語圏諸国における、このような無子割合の増加と、これにともなう二極化傾向の背景には、結果的に、女性に仕事か、家庭・子育てかの二者択一の選択を強いることになる、家族政策デザイン上の欠陥があるという。すなわち、ドイツの家族政策は、基本的に伝統的な有子専業主婦家庭を主眼とするものであり、北欧諸国などに比べ、女性の職業と子育ての両立を支援するものとしては極めて不十分である。また、その一方、フランスにみられるような、明確な出生促進的政策も避けられており、子育て・専業主婦家庭が被る所得損失の補償機能も不完全であり、女性の社会進出や自己実現の要求が高まる現代社会においては、子育てに対する構造的無理解（**structural thoughtlessness toward family**）を現出する結果となっている。

このような報告を踏まえ、少子化研究会での議論では、以下のような知見が得られた。

1) わが国においても無子割合は徐々に増大しており、とりわけ近年の出産力調査の結果から、従来比較的安定していた、既婚夫婦の完結出生児数に占める無子、1子の割合の増加傾向が確認され、晩婚・非婚化にともなう出生力の低下に加え、新たに有配偶出生力の低下も懸念され始めている。

2) ドイツにおける無子割合は1966年出生コーホートで29.1%と確認されているが、我が国の場合も、今回、国立社会保障・人口問題研究所が新長期推計で用いたデータによれば、すでに1965年出生コーホートで21.9%となっており、推計値によれば1975年出生コーホートでは29.9%と、ドイツ並みの水準に達することが予想されている。

3) ただし、ドイツと比較した場合、1子割合も1965年出生コーホートの15.8%から1975年出生コーホートの18.4%へと明らかに増大する傾向が見られ、ドイツ語圏型より、むしろ南欧型に近い傾向を示していることがわかった。

4) このような無子割合の増大と二極化傾向の背景として、ドルブリッツ博士が指摘する、女性に仕事か、家庭・子育ての二者択一の選択を迫ってしまう家族政策デザイン上の欠陥という点については、子供を持つことによる可処分所得の大幅な減少、子育て退職による職業キャリアの中断・職場復帰の困難さ（あるいは職業上の地位低下）、職場における勤務時間・就業期間調整などのフレキシビリティの欠如、家庭外保育機会・施設の不足・高負担など、わが国にも共通する部分があることが確認できた。

5) このような状況に対して、新たな家族政策的介入により、無子割合の増大を抑制するとともに、出生力水準を再生産レベルまで再度上昇させるかについて、プロジェクト参加者とドルブリッツ博士と間で議論を行った。

ドルブリッツ博士は、日本についてはわからないが、ドイツについては悲観的であり、その理由として、無子割合の増加を止めるには、若いカップルの第1子出生を強力に支援する施策が最も有効であるが、これはドイツ基本法の平等原則に違反するものであり、政策化が困難であること、またフランスのような明らかな出生促進的政策は戦前の歴史的経緯もあり不可能であること、さらに無子割合の増大の背景には、近代的な個人における多様なライフスタイルの選択可能性の増大と、これを受けて進行する社会制度による行動規範の緩和という、大きな歴史的潮流があり、これを家族政策的介入という人為的操作で食い止めるは不可能ではないかなどの点が指摘された。

これに対し、日本側からはドイツの場合とは異なり、適切な家族政策的介入を行った場合には、むしろ日本の方が出生動向を転換しうる可能性があるのではとの意見も出され、とりわけ、フランス型の出生促進的政策が受容されることは十分に考えられるとの見通しが得られた。

この他、今回、ドルブリッツ博士を招聘することにより得られた成果としては、

1) ドイツの出生動向調査の統計データについて、その種類、調査分析方法（とりわけ無子割合の計算方法など）についての詳細が確認でき、国際比較上の技術的問題を解決できた。

2) ドイツの家族政策的施策、とりわけ、税制、育児休暇などについて、その運用上の疑問点について具体的に確認できた。

3) 最近のフランスの動向、あるいはスウェーデンでのかつての動向に対する、ドイツ側評価など、文献では把握しにくい微妙な点を直接確認できた。

などが挙げられる。

## 第2章 フランス語圏諸国

分担研究者 小島 宏

1. フランス語圏平成13年度研究実績 (小島 宏)

2. フランスにおける動向

a. 「フランス少子化の現状と新たな家族政策の模索」(丸山 茂)

b. 「最近におけるフランス家族政策の展開」(須田文明)

c. 「フランスにおける働く親の支援——家族政策は転機にあるか——」(ジャンヌ・ファニャーニ)

"Supporting Working Parents in France: Is Family Policy at a Turning Point?" by Jeanne FAGNANI

3. 「ベルギーとルクセンブルグにおける家族政策の展開」(小島 宏)

4. 『フランス語圏諸国における家族政策の効果に関する比較研究』(アンヌ・レインスタッドラーほか)

委託報告書要旨

"Comparative Study on the Effects of Family Policy in French Speaking Countries" by Anne REINSTADLER et al.

1. 各国状況の統計的記述

家庭生活

職業生活

両立支援施策

2. 出生力低下の要因

子どもの金銭的成本

子どもの時間的成本

夫婦間の役割分担

パートタイム就業の効果

市場による解決策 (保育)

## フランス語圏平成13年度研究実績

分担研究者：小島 宏

### 1. 研究の概要

初年度の平成13年度はフランスを中心に、ベルギー、ルクセンブルグ、カナダのケベック州についても可能な範囲で、出生・家族の動向と家族政策の動向を把握するとともに、フランス語圏における同質性・異質性を浮かび上がらせようとした。特に、フランス、ベルギー、ルクセンブルグについては近年の動向だけでなく、若干の歴史的展開に関する比較も試みた。

また、フランスとベルギーについては当プロジェクトの一環として2002年2月にパリの国立人口研究所（INED）とベルギー自由大学大学間人口研究センターを訪問し、フランスとベルギーにおける出生・家族の動向と家族政策の動向に関する最新情報の収集を行った。それと同時に、家族政策の歴史的展開に関する古い資料も若干収集した。

### 2. 主な研究成果

#### （1）現地調査および文献研究の成果

現地調査の結果、フランスにおいて本年1月から父親休暇が施行されたことを再確認したが、取得状況等に関する資料はまだ得られなかった。また、保育に関する論議が再び盛んになっていることも確認され、最近の文献資料を収集した。この背景には、保育サービスの供給が必ずしも十分でないことがあるだけでなく、大統領選挙を控えて政府部内で家族政策を拡充しようとする動きがあることがあるようである。選挙を控えて、例年6月に行われてきた全国家族会議も早められるとの情報も得ることができたが、その内容はまだインターネットにも掲載されていない。また、ベルギーでは終戦直後にも人口政策的意図も交えた家族政策に関する論議が盛んになされ、政府、労働組合、経営者団体、家族擁護団体による会議や報告書作成が行われていることが明らかになった。

フランスの少子化と家族政策の模索に関する論考では、最近、家族の社会的役割を再評価する論調が見られ、この背景には男女間の絆が危うくなるにしても親子関係は強化され、法的に保護されるべきであるとの考え方があることと、このような論調の中で少子化が再び注目を集めていることが指摘された。そのような脈絡の中ではカップルが親としての生活を優先し、親の役割が再認識されれば出生率回復が可能との議論もなされていることが明らかにされた。世代間交換としての年金制度と家族政策がこのような論議との関連で位置づけられた。

フランスの家族政策の展開に関する論考では、1997年以降のジョスパン社会党政権の下でのフランスの家族政策について論じられた。特に、「家庭生活」と「職業生活」との調和、男女平等、父親の育児参加といった「フェミニズム」の色彩が濃く現れた時期であったこともあり、公共政策としての家族政策が準拠すべき参照枠組みとしての男女平等、連帯（家族手当の貧困家庭への重点的配分）といった原則に基づいていたことが明らかにされている。

フランスにおける働く親の支援に関する論考では、1994年家族法以降の家族政策の変化と、それにも関わらず続く家庭責任に関する男女間の不平等に関する検討がなされ、家族政策がいまだに異なる目的の間で揺れ動いていることが再確認された。また、家族政策の変化が母親の就業行動に与えた影響が検討されるとともに、1997年以降の出生力変動に与えた影響についても検討された。

ベルギーとルクセンブルグの家族政策の歴史的展開に関する論考では、両国における家族政策の展開がフランスのそれに部分的に類似していることが指摘された。歴史的展開の類似性の要因としては言語・宗教の類似性や地理的近接性が考えられるが、近年における類似性についてはこのほか、ベルギーは1962年にフランス国立人口研究所（INED）所長のアルフレッド・ソーヴィ、ルクセンブルグは1978年に当時の INED 所長ジェラルド・キャロに委託して人口の動向と対策に関する報告書を作成したところにもあることが推測された。

## （2）委託研究の成果

ヨーロッパのフランス語圏3カ国に関する委託研究では、フランス、ベルギー、ルクセンブルグにおける出生力の動向と家族政策の展開が比較検討された。特に、家庭と仕事の両立における保育の役割に重点が置かれた。3カ国では1980年代半ばまで出生力が類似した動きを示していたが、これは家族政策が類似していたことにもよることが推定された。また、1997年以降に3カ国とも出生力が上昇したが、これらの変化の少なくとも一部は子どもの金銭的成本と時間的成本を通じたものであることが仮定され、このような出生力上昇の少なくとも一部は、保育施策の改善による就業率上昇を通じた間接的な出生抑制効果を直接的な出生促進効果が上回ったことによって時間的成本が低下したことによることが見いだされた。



社会問題を俎上へのせ、タブーに挑戦し、挑発的な議論を展開することで知られる雑誌 *Panoramiques* の 2002 年の春に発行された 57 号は、” SOS natalité : les femme et les enfants d'abord ” と題して、少子化問題を取り上げ、あるべき家族政策の方向性を探ろうとしている<sup>1</sup>。

*Panoramiques* 誌の内容は、全 7 章からなり、その構成は次のようなものとなっている。第一章 われわれには十分な子どもがいない：統計的数値から、第二章 衰弱する出生率のもたらす多方面にわたる結果、第三章 出生率低下の原因：解釈の試み、第四章 問題の核心：女性 第五章 出生率の回復：それは可能 第六章 カップルを親としての生活へ 第七章 親役割の承認。このように、同誌では多角的な視点から少子化問題を検討していて、取り上げるテーマのすべてがわれわれの関心を惹きつけるが、少子化の実態、その効果、その原因、考えられる家族政策の方向性を中心にして、同誌の解説を試みながら、本稿ではフランスの少子化問題の一端をあきらかにすることにしたい。

#### 一 少子化の実態

##### フランスの出生率

フランス人にとって理想の家族形態を指し示す望ましい子どもの数に関する調査は、1955 年以来 12 回も行われているが、注目されるのはこの約 40 年間フランス人の望ましいとする家族像にまったくと言っていいほど変化が見られないということである。もっとも最近の調査は、1998 年に 15 歳から 45 歳までの女性、2600 人に対しておこなわれた調査であり、そこでは、「絶対的な理想としての子ども数」と生活状況を前提にして「合理的と思われる子ども数」の二つの数値が明らかにされている<sup>2</sup>。

「絶対的な理想としての子ども数」についてみれば、子どもがいないとするものはゼロであり、1人でいいとするものはわずかに 3 パーセント、2人とするものは 47 パーセントで最も多く、3人というものものかなり多く 38 パーセント、4人以上も 12 パーセントとかなりいる。全体では、一人の女性に対して 2.6 人の子どもを希望していて、人口の置き換え水準をはるかに超えている。

「合理的と思われる子ども数」については、子どもはいないとするもの 3 パーセント、1人でいいとするものが 7 パーセント、2人とするものがここでも最も多く 52 パーセントとなっている。3人とするものは 28 パーセントであり、4人以上は 8 パーセントである。全体では、一人の女性に対して 2.3 人の子どもを希望しており、ここでも人口の置き換え水準を超えている。

これをみると、フランス人の大多数は、2人以上の子どもの数を理想としており、合理的と思われる子どもの数も、3人以上については理想像よりは減少するものの、それでも大多数は 2人以上の子どもを望んでいることが分かる。

しかしながら、実際の 1998 年における合計特殊出生率は 1.75 であり、理想とする子ども数ばかりでなく、合理的な子ども数をはるかに下回っていて、人口の置き換え水準にも遠い現実であるということができる。しかしながら、人口の置き換え水準の視点から見るならば、女性のそれぞれの世代が生涯何人の子どもを産み終えるかという完結出生児数からも見てみる必要がある。

#### 人口統計指標の解説

ところで、この点に関して、同誌の「出生率の指標：さまざまな人口統計のあいだの誤解」と題する論考で、ジャンーエデュアル・ロシャスは次のような警鐘をならしている<sup>3</sup>。周知のように出生率を示す指標としては、「合計特殊出生率」と「完結出生率」の二つが用いられているが、この二つの指標の示す意義はかなり異なっている。特定の人口現象の研究において用いられる人口統計学におけるこれら二つのアプローチは、一つは、横断的アプローチということができ、いま一つは縦断的アプローチということが出来る。

横断的アプローチは、ある一定の時を決めて現存するさまざまな世代の指標を横断的に観察するものである。ある年を決めて、15 才の女性の産んだ子ども数、16 才の女性の産んだ子ども数、・・・48 才の女性の産んだ子ども数、49 才の女性の産んだ子ども数を観察し、年齢ごとの出生率を計算し、その合計をしたものが合計特殊出生率である。これは、女性がその年に観察された出生率に従って出生していくとした場合に女性が一生の間に生むことになる子どもの数である<sup>4</sup>。

縦断的アプローチというのは、ある年に生まれたある世代の女性が 20 才で何人、25 才で何人、30 才で何人・・・そして 50 才で何人産むかの数を出し、この最終的な数字を完結出生率と呼んでいる。この場合、現在において出生力を終息させた最終世代の出生率は、女性一人あたり 2.11 人とされている。

近年においては、フランスの合計特殊出生率は 1.70 から 1.75 の間を推移しており、1999 年では 1.77 となっていて、完結出生率と比較してかなり低い水準にある。人口の置き換え水準を維持するのに実際に必要とされる出生数は、たとえば 100 人の女性が 100 人の女子を出産するとした場合、男子は女子よりも多く 105 人生まれてくるので、数字の上では 205 人すなわち一人の女性に、2.05 人の子どもが産まれればよいことになるが、死亡率を考慮に入れると 2.08 人の子どもが必要とされている。

ではいったい、この数値は合計特殊出生率と完結出生率のいずれを指すことになるのが問題であり、後者であるとするれば「少子化の危機」は人口統計学者の創造に帰することにもなってくる。フランスでは、この 15 年程度の間、人口問題の専門家の見方はこの二つの指標の間で揺らいできたが、どちらかといえば完結出生率のほうに依拠する傾向が強かったと言える。それは、合計特殊出生率はその基礎が複雑であり、その時点の現実にあまりにも直結していて時代の変化を取り込んでいないということ、女性が 50 才を待つことなくそれぞれの世代の出生率を計算できるという利点があるにすぎず、それもまた擬制

的要因が大きいことに理由があるといわれている。

したがって、これら二つの指標の性格の相違を自覚することが重要で、これらは二つの異なった現実を指し示しているということなのである。たとえば、すべての女性が20才で最初に第一子を産み、40才で第二子を産むとすれば、出生力は変わらないにしても、出生率は母性の高齢化によって低下し、合計特殊出生率も低下させることになるが、完結出生率には変化がないことになる。逆に言えば、出生力に変化はなくとも、出生の低年齢化は出生率を上げるということになる。結論は、明白であり、完結出生率に変化が見られなくとも、出生率が変化するのには、人口の年度別再生産の指標として完結出生率を取り除いていて、単純に出生率に依拠しようとしているからである。もし、ある年に生まれたある世代の女性の完結出生率が2.1を超えているとすれば、その女性の個人的計画においては人口の再生産は十分に達成されていることになる。しかし、その数字はある国全体のそれぞれの世代の再生産数を保証するものではない。このような事実が、出産平均年齢の変化という形で現れており、フランスでは1977年では26.5才、1998年では29.3才という変化となって現れており、それが最近の出生率の衰退をもたらしていると言える。1999年の合計特殊出生率1.77は、2.08が人口の再生産を確保できるという数値であるとすれば、85パーセントの割合でしか生まれていないことになる。

そこで、求められるのは統計指標解読のための三の原則であり、

一は、完結出生率は女性の出生力を厳密かつ具体的に示すものであり、人口の再生産の指標となるものではない。

一は、出産平均年齢の変化は出生率に対してインパクトを持つ。平均年齢の上昇は、出生率の減少をもたらす、反対に低下は出生率の上昇をもたらす。

一は、合計特殊出生率は、人口の置き換え水準を示す指標である。それは、出生力の変化とともに、出産平均年齢の変化に従う出生率の変化を考慮に入れているからである。

つまり、女性の出生力の変化を時代とともに追うならば、完結出生率を追跡していくべきであり、ある国の人口動態、つまり人口の置き換え水準、人口のピラミッド構成、雇用、失業、教育、退職などの将来の様々な問題を見るには合計特殊出生率を見るべきだということになる。このような点をふまえて、現在のフランスの状況を見た場合、完結出生率は1965年以降減少傾向を示しており、また合計特殊出生率も人口の再生産基準には達していないことからみると、人口の減少予想は正当であり、少子化問題の存在は否定しがたい事実であるということになるであろう。1996年に民間の調査機関SOFRESがおこなった調査では、25才から30才までの若年の親に聞いたところ、その79パーセントが希望する子どもの数よりも実際の子どもの数が少ないと答えている。その理由として多くのものがあげているのは、金銭的余裕がない、生活費の高騰、養育費の高いことなどの経済的理由であり、女性の49パーセントは職業生活と家族生活の両立が難しいことをあげ、時間不足を訴えている。この少子化の実態としての、希望と現実とのずれをもたらしている原因について

は後に具体的に検討を加えることにしよう。

## 二 少子化のもたらす社会的影響

### 雇用の拡大と経済の衰退<sup>5</sup>

1998年から2000年までのフランス経済は、比較的好調な成長をとげ、国民総生産は毎年3パーセントの伸び率を示し、雇用の拡大も毎年25万人から40万人に達している。その原因には産業構造の情報化にともなう雇用の拡大と、労働人口の減少があげられている。したがって、人口減少を、労働市場の拡大をもたらすものとして肯定的に受け入れ、評価しようとする見解も登場している。

実際に雇用の拡大とは反対に、2000年において、過去30年の間に若年労働者は2200万人強の就業者のうち200万人弱も減少している。25才以下では、400万人も減少し、それは実に就業者の20パーセントにもおよんでいる。INSEEの統計によると、2010年には働くものの二人に一人が40歳以上だと推計されている。

このような就業者の減少と高齢化は、経済の継続的成長を阻害し、雇用にとって決してよい結果をもたらすものではない。戦後世代つまりベビーブーマー世代が、引退の時期を迎え、労働市場は若者に急速に開かれていくとの楽観的見方は、しかし一方で重大なファクターを見逃している。そのひとつは、退職年齢の高齢化であり、いまひとつの大きな要因は女性労働の拡大にある。1970年から1997年にかけて430万人の働くものの増大が見られたが、そのうちの370万人は女性労働の拡大である。

経済と人口動態との関係はタブーといってもいいくらいに語られることは少なかったが、近年では人口動態が消費と貯蓄、サービスへのニーズに著しく影響を持つことが意識されるようになってきている。その例証としてあげられているのは、黄金の30年とベビーブームが一對となって進行したことがあげられる。また同時に、近年のアメリカの成長はその多くは情報革命による面が大きいとはいえ、ヨーロッパの成長率2.2パーセントにくらべて3.6パーセントにも達した要因には人口動態の健全な推移が背景となっていることがあげられる。1975年から1998年にかけての人口の増加と雇用の拡大をアメリカと日本、ヨーロッパ五カ国そしてフランスと比較した統計によれば、この間アメリカは5080万人の人口増加に対して雇用は4540万人の拡大を見せ、人口25パーセントの増大に対して、雇用はその倍の52パーセント拡大している。日本も同じように人口の拡大の倍の割合で雇用も拡大しているが、ヨーロッパ五カ国では人口の増大は7パーセントにとどまっていた、それに比例する形で雇用も6パーセントの増大を示しているにすぎない。フランスについてみれば、人口は1.2パーセントの増大にたいして、雇用は6パーセントしか拡大していない。

もちろん人口の増大と雇用の拡大との相関関係は、確かに仮説の域を出ないし、それぞれの国の構造改革の度合いや雇用政策、企業精神、労働市場の諸条件に関係するものではある。しかしながら、人口の衰退によって短期的には雇用拡大などのメリットが現れるが、